

議案第 27 号

安中市市税条例等の一部を改正する条例について

安中市市税条例等を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市市税条例等の一部を改正する条例

(安中市市税条例の一部改正)

第1条 安中市市税条例（平成18年安中市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(安中市都市計画税条例の一部改正)

第2条 安中市都市計画税条例（平成18年安中市条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第8項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(安中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第3条 安中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年安中市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。